

(10) 10号試験片

この試験片は、主として溶着金属、鍛鋼品、鋳鋼品および圧延鋼材の引張試験に用いる。溶着金属の場合、この平行部はすべて溶着金属でなければならない。

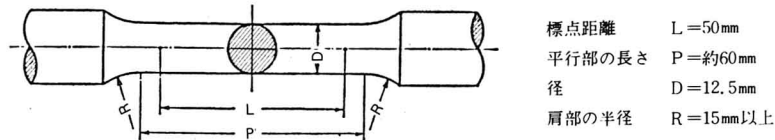


図4-10

(11) 11号試験片

この試験片は、管状のまま行う管類の引張試験に用いる。この試験片の断面は原材料から切り取ったままとし、両端取付部は心金を入れるかまたはつち打ちして平片とする。なお、後者の場合平行部の長さは100mm以上としなければならない。

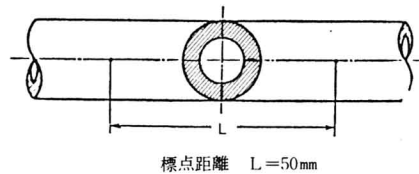


図4-11

(12) 12号試験片

この試験片は、主として管状のままで行わなければならない管類の引張試験に用いる。

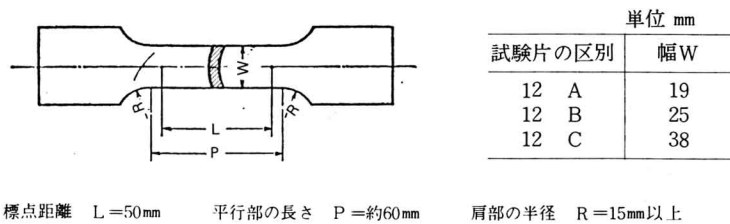


図4-12

試験片の両端取付部は、常温でつち打ちして平片とすることができる。

(13) 13号試験片

この試験片は、主として板材の引張試験に用いる。厚さは、もとの厚さのままとする。